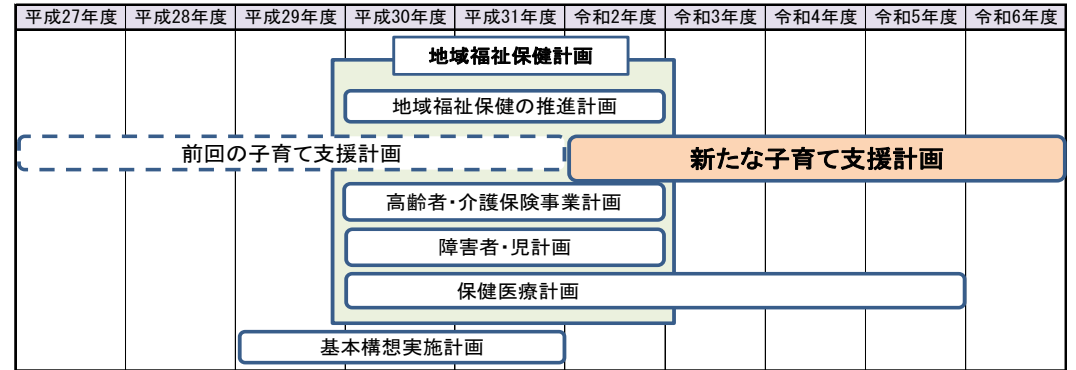


文京区子育て支援計画（令和2年度～令和6年度）の策定について

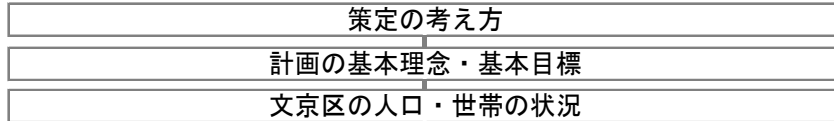
1. 子育て支援計画策定にあたっての前提事項

- 地域福祉保健計画の分野別計画であること。
- 現行の子育て支援計画の構成を踏襲し、次世代育成支援行動計画としての性格を持つこと、かつ、子ども・子育て支援事業計画を包含した計画であること。
- 区政運営の総合計画である「基本構想」及び「基本構想実施計画」と整合を図ること。

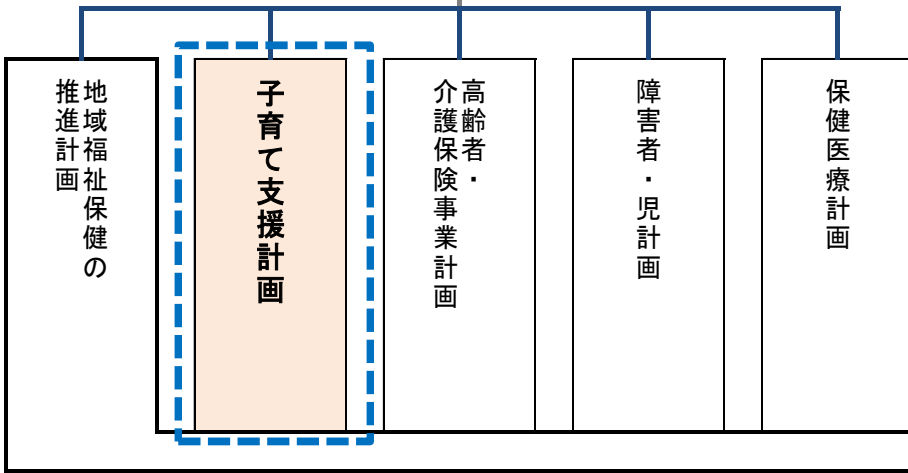


2. 地域福祉保健計画と子育て支援計画の関係

総論（第I部）



分野別計画（第II部～第VI部）



3. 子育て支援計画と子ども・子育て支援事業計画の関係

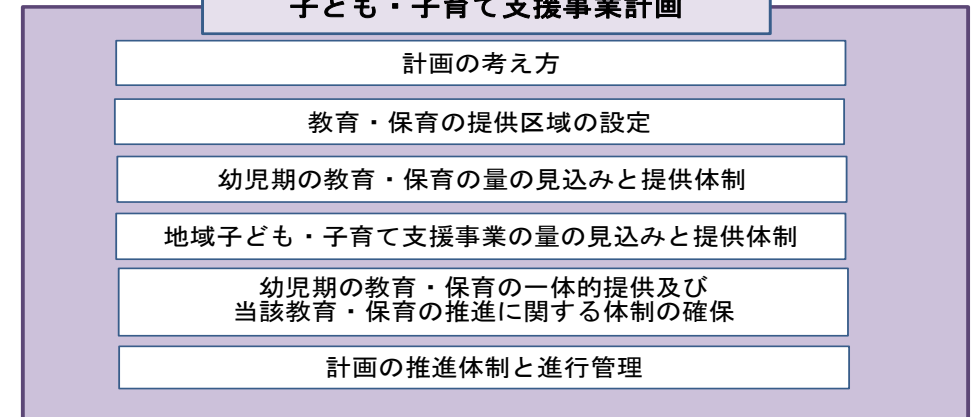
子育て支援計画

構成

- | | |
|------------------|-----------------|
| 第1章 計画策定の考え方 | 第4章 主要項目及びその方向性 |
| 第2章 計画の基本理念・基本目標 | 第5章 計画の体系・計画事業 |
| 第3章 子どもの現状 | |

「子育て支援計画」の中に「子ども・子育て支援事業計画」を包含し、次世代育成行動支援計画としての性格も合わせ持ちます。

子ども・子育て支援事業計画

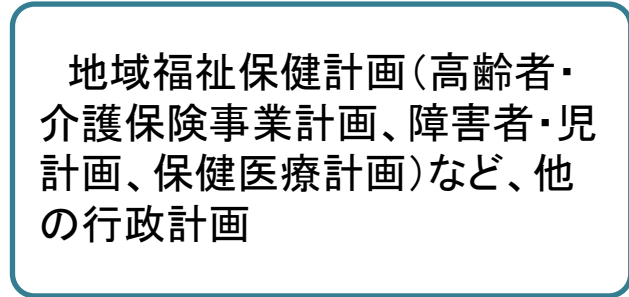
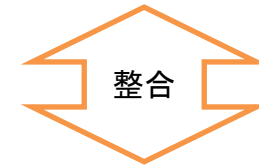
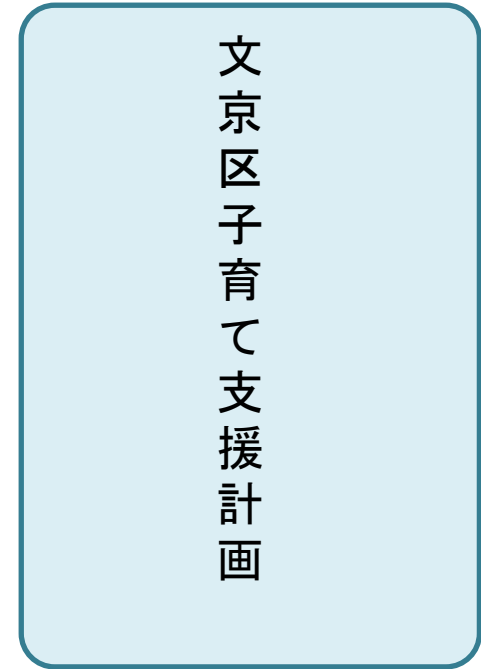
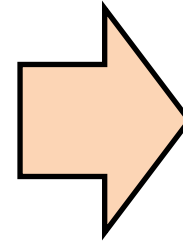


4. 子育て支援計画に記載すべき事項

子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法)
[事業計画に定める事項]
(1)区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数、特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
(2)教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
(3)子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

[努力義務]
(1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
(2)保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
(3)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

次世代育成支援行動計画 (次世代育成支援対策推進法、行動計画策定指針)
[行動計画に盛り込むべき事項]
(1)地域における子育ての支援 ア 地域における子育て支援サービスの充実 イ 保育サービスの充実 ウ 子育て支援のネットワークづくり エ 子どもの健全育成 オ 地域における人材養成 カ その他
(2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ア 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 イ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ウ 「食育」の推進 エ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり オ 小児医療の充実
(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ア 次代の親の育成 イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ウ 家庭や地域の教育力の向上 エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
(4)子育てを支援する生活環境の整備 ア 良質な住宅の確保 イ 良好な居住環境の確保 ウ 安全な道路交通環境の整備 エ 安心して外出できる環境の整備 オ 安全・安心まちづくりの推進等
(5)職業生活と家庭生活との両立の推進等 ア 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備
(6)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
(7)子どもの安全の確保 ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ウ 被害に遭った子どもの保護の推進
(8)要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 ア 児童虐待防止対策の充実 イ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ウ 障害児施策の充実等



5. 子育て支援計画（平成27年度～31年度）の概要

基本理念

- 人間性の尊重
- 自立の支援
- 支え合い認め合う地域社会の実現
- 健康の保持・増進
- 区民参画及び協働の推進
- 男女平等参画の推進

主要項目及びその方向性

- 1 子どもの健やかな成長の支援
- 2 子どもの生きる力・豊かな心の育成
- 3 地域社会全体で子どもを育む体制の構築
- 4 子育てと仕事の両立支援
- 5 子育ての心理的・経済的負担の軽減
- 6 こどもを守る安全・安心なまちづくりの推進

計画の体系

- 1 子どもの健やかな成長
 - ①子どもや家庭における健康の確保
 - ②児童虐待防止対策の充実
 - ③障害児施策の充実
- 2 子どもの生きる力、豊かな心の育成
 - ①青少年の健全育成
 - ②子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
 - ③家庭や地域の教育力の向上
 - ④特別支援教育の充実
- 3 地域における子育て支援
 - ①地域との協働・活動支援
 - ②仲間作りの支援・場の提供
 - ③健全育成活動への支援
- 4 すべての子育て家庭への支援
 - ①保育の充実
 - ②子育てに伴う心理的負担の軽減
 - ③子育てに伴う経済的負担の軽減
 - ④子育て情報提供の充実
 - ⑤仕事と生活の調和に向けた啓発
 - ⑥ひとり親家庭への支援
 - ⑦障害のある子どもの家庭への支援
 - ⑧良好な居住環境の確保
- 5 子どもを守る安全・安心なまちづくり
 - ①青少年のための地域環境の整備
 - ②安心して外出できる環境の整備
 - ③児童の安全の確保

6. 新たな計画策定に向けての検討課題（案）

- 1 相談体制に関すること
子育てに関する様々な不安や悩み、課題に対する相談体制（児童相談所設置、各相談機関の連携構築など）について記載する。
- 2 子どもの貧困対策に関すること
子どもの貧困対策に必要な様々な施策について記載する。
- 3 障害者・児計画事業に関すること
障害者・児計画（平成30年度～平成32年度）のうち、子育て支援施策に関する事業を抽出し、追記する。
- 4 次世代育成支援行動計画に関すること
行動計画策定指針に定められたもののうち、現在の子育て支援計画に記載されていない項目について追記する。
- 5 子ども・子育て支援事業に関すること
子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ量と目標数値を設定して記載する。